

## 日本赤十字社など6団体

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

##### (1) 監査対象団体

都が「東京都救命救急センター施設整備等補助金交付要綱」に基づき補助金（以下「救命救急センター施設整備等補助金」という。）を交付している団体のうち、表1の日本赤十字社など6団体（11施設）を監査対象とした。これらの団体については、救命救急センター施設整備等補助金とともに、周産期母子医療センター運営費等補助金、周産期母子医療センター施設整備費等補助金、医療施設耐震化緊急整備事業補助金など、都が医療提供体制の整備を目的として交付しているその他の補助金についても併せて監査を実施した。

なお、救命救急センター施設整備等補助金及び補助対象施設の規模は、表2のとおりである。

##### (2) 監査対象局

福祉保健局

(表1) 監査対象団体

日本赤十字社
日本赤十字社東京都支部
学校法人日本大学
学校法人日本医科大学
学校法人東京医科大学
学校法人帝京大学

(表2) 救命救急センター施設整備等補助金及び補助対象施設の規模

	区 分	平成25年度		平成26年度	
		交付金額 (千円)	施設数	交付金額 (千円)	施設数
運 営 費	補助金の総交付金額 (A)	1,445,748	16	1,450,630	16
	監査対象団体に対する補助金交付額 (B)	908,159	9	891,259	9
	比率 (B/A)	62.8%	56.3%	61.4%	56.3%
設 備 整 備	区 分	平成25年度		平成26年度	
		交付金額 (千円)	施設数	交付金額 (千円)	施設数
	補助金の総交付金額 (A)	213,328	11	279,877	13
	監査対象団体に対する補助金交付額 (B)	102,409	6	115,120	7
比率 (B/A)	48.0%	54.5%	41.1%	53.8%	

(注) 救命救急センター施設整備等補助金の補助対象事業は、次のとおりである。

- ①施設整備：救命救急センターとして必要な各部門（病棟、診療棟、その他）の新築・増改築に要する工事費（平成25年度・平成26年度ともに実績なし）
- ②設備整備：救命救急センターとして必要な医療機器、ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費
- ③運営費：救命救急センターの運営に必要な経費（給与費、材料費、経費、その他費用等）

## 2 団体の概要

### (1) 団体の概要

今回、監査対象とした日本赤十字社など6団体は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された団体であり、それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等に基づき、病院又は大学附属病院を設置している。

都は、これら各病院を「救命救急センター」、「災害拠点病院」、「総合周産期母子医療センター」、「地域周産期母子医療センター」等に指定・認定し、救急・災害医療や周産期医療など、各種医療提供体制の整備を図っている。

監査対象とした各団体における補助対象施設は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体及び施設（補助対象施設のみ）（平成27.3.31現在）

団体名	施設の名称	所在地	施設規模	診療科目等
日本赤十字社	日本赤十字社 医療センター	渋谷区広尾	708床	内科、外科、整形外科、 救命救急センター、 総合周産期母子医療センター、 災害拠点病院等
日本赤十字社 東京都支部	武蔵野赤十字病院	武蔵野市 境南町	611床	総合診療科、循環器科、消化器科、 救命救急センター、 地域周産期母子医療センター、 災害拠点病院等
	大森赤十字病院	大田区中央	344床	内科、外科、消化器科、 東京都指定二次救急医療機関、 災害拠点病院等
	葛飾赤十字産院	葛飾区立石	113床	産科、婦人科、小児科、 地域周産期母子医療センター等
学校法人 日本大学	日本大学病院	千代田区 神田駿河台	320床	内科、消化器科、外科、 救命救急センター、 災害拠点病院等
	日本大学 附属板橋病院	板橋区 大谷口上町	1,037床	総合科、呼吸器内科、 救命救急センター、 総合周産期母子医療センター、 災害拠点病院等
学校法人 日本医科大学	日本医科大学 付属病院	文京区千駄木	897床	一般内科、一般外科、 救命救急センター、 地域災害拠点中核病院等
	日本医科大学 多摩永山病院	多摩市永山	401床	内科、外科、産科、 救命救急センター、 周産期連携病院、災害拠点病院等
学校法人 東京医科大学	東京医科大学病院	新宿区西新宿	1,015床	総合診療科、神経内科、小児科 救命救急センター、 地域周産期母子医療センター、 地域災害拠点中核病院等
	東京医科大学 八王子医療センター	八王子市館町	610床	循環器内科、産科・婦人科、 救命救急センター、 地域災害拠点中核病院等
学校法人 帝京大学	帝京大学 医学部附属病院	板橋区加賀	1,082床	内科、神経内科、外科、産科 救命救急センター、 総合周産期母子医療センター、 地域災害拠点中核病院等

### 3 都との関係

都は、日本赤十字社など6団体（11施設）に対し、医療提供体制の整備を目的として、平成25年度に32億8,276万余円、平成26年度に28億2,418万余円の補助金を交付している。

#### (1) 補助金の概要

監査対象とした補助金のうち、主なものの補助目的・対象経費等は、表4から表8のとおりである。

(表4) 主な救急医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法 (基準額は平成26年度)	補助率
救命救急センター施設整備等補助金 (救命救急センター施設整備等補助金交付要綱)	救命救急センターの整備及び運営事業に対し補助金を交付することにより、重篤・重症救急患者の医療を確保するとともに救急医療の体系的整備を図る。  ※救命救急センターとは、生命危機を伴う重症・重篤救急患者に対する医療を専門的に行い、併せて当該地域における救急医療の中心的機関として機能する医療機関である。	①救命救急センターとして必要な各部門(病棟、診療棟、その他)の新築・増改築に要する工事費 ②救命救急センターとして必要な医療機器、ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費 ③救命救急センターの運営に必要な経費(給与費、材料費、経費、その他費用)	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> ①基準面積: 2,300 m <sup>2</sup> 基準単価: 1 m <sup>2</sup> 当たり 205,500 円 ②医療機器整備: 251,640 千円 ドクターカー: 57,669 千円 など ③171,675 千円×運営月数/12 (30床の場合) ドクターカー加算: 4,701 千円 心臓病専門医加算: 13,272 千円 脳卒中専門医加算: 13,272 千円 など	①: 0.66 (国 0.33) (都 0.33) ②: 2/3 (国 1/3) (都 1/3) ③: 2/3 (国 1/3) (都 1/3)
救急医療機関勤務医師確保事業補助金 (救急医療機関勤務医師確保事業補助金交付要綱)	医療機関が支給する救急勤務医手当に対して補助を行うことにより、過酷な勤務状況にある救急医療に従事する医師等の処遇改善を図ることにより、安定的な救急医療体制を確保し、もって都民の生命と健康を守る。	休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し支給する救急勤務医手当	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> 1人1回当たり 休日の昼間: 4,523 円 毎日の夜間: 6,220 円	2/3 (国 1/3) (都 1/3)

(表5) 主な周産期医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
周産期母子医療センター運営費等補助金 （周産期母子医療センター運営費等補助金交付要綱）	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営に対して補助金を交付することにより、母体・胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療の確保など、体系的な周産期医療体制の整備を図る。  ※総合周産期母子医療センターとは、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室(NICU)・回復期治療室(GCU)を含む新生児病棟を備えた医療機関である。常時の母体・新生児搬送受入体制を有し、母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を担う。 ※地域周産期母子医療センターとは、産科・小児科(新生児)を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を常時担う医療機関である。	周産期母子医療センターの運営に必要な人件費等(給与費、材料費、経費、その他の費用)	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> 病床数に係る額×病床数×事業月数/12 (病床数に係る額：総合) MFICU：6,111千円 NICU：3,693千円 GCU：1,758千円 (病床数に係る額：地域) MFICU：11,423千円 NICU：9,066千円 GCU：2,513千円  加算（一部都単独） 麻酔科医配置加算：13,103千円 など	総合：2/3 (国 1/3) (都 1/3) 地域：1/2 (国 1/3) (都 1/6)  都単：10/10 あるいは1/2
周産期母子医療センター施設整備費等補助金 （周産期母子医療センター施設整備費等補助金交付要綱）	周産期母子医療センターの施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、高度専門的な周産期医療体制を整備する。	①周産期母子医療センターとして必要な各部門(新生児、産科)の新生築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 ②周産期母子医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> ①周産期医療施設 基準面積：500㎡ 基準単価：1㎡当たり184,000円 小児医療施設 基準面積：1,300㎡ 基準単価：1㎡当たり184,000円 GCU(都単独) 基準面積：150㎡ 基準単価：1㎡当たり184,000円 ②周産期医療施設：46,072千円 小児医療施設：32,400千円 GCU：21,600千円(都単独) など	施設：0.66 (国 0.33) (都 0.33) 設備：2/3 (国 1/3) (都 1/3)  都単：1/2

(表6) 主な災害時医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
医療施設耐震化緊急整備事業補助金 （医療施設耐震化緊急整備事業補助金交付要綱）	建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された未耐震の病棟等を有する都内の災害拠点病院等の耐震化整備を行うことにより、医療施設における安全性の向上を図るとともに震災時における適切な医療提供体制を確保し、もって都民の生命と健康を守る。  ※災害拠点病院とは、災害発生時に地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院であり、主に重症者の収容・治療を行う。	病棟部門、外来診療部門、手術検査部門等の常時患者が使用する建物及び管理棟、ボイラー棟等の診療、入院等の病院機能を維持するために必要な建物に係る耐震化を目的とした新築建替、増改築及び耐震補強工事に係る工事費又は工事請負費	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> 基準面積：8,635㎡ 基準単価： 災害拠点病院・救命救急センター 1㎡当たり276,000円 東京都指定二次救急医療機関・東京都指定精神科二次救急医療機関 1㎡当たり165,000円	7/8 （国 4/8） （都 3/8）
NBC災害・テロ対策設備整備費補助金 （NBC災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱）	NBC（核・生物・化学）災害及びテロの発生時において円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図る。	NBC災害の被害者の診断等に必要医療機器等（測定器、防護服、検査キット等）の購入費	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> 33,148千円	10/10 （国 1/2） （都 1/2）

(表7) 主ながん医療関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金 （がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金交付要綱）	がん診療連携拠点病院（国拠点病院）においてがん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立する。  ※がん診療連携拠点病院とは、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備及び患者への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、都道府県の推薦に基づき国が指定した病院である。	がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な経費（報酬、給料、職員諸手当、共済費、需用費、委託料、備品購入費等）	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> 基本額 都道府県がん診療連携拠点病院 ：28,000千円 地域がん診療連携拠点病院 ：22,000千円  都加算 医師緩和ケア研修事業：1,888千円 など  ※都道府県がん診療連携拠点病院とは、都道府県内で中心的役割を果たすよう国が指定した病院で、原則として各都道府県に1か所置かれている。 ※地域がん診療連携拠点病院とは、各地域（2次医療圏）内で中心的役割を果たすよう国が指定した病院で、原則として各地域に1か所置かれている。	10/10 （国 1/2） （都 1/2）  都加算は都 10/10

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
認定がん診療病院機能強化事業補助金 （認定がん診療病院機能強化事業補助金交付要綱）	認定がん診療病院が、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、東京都におけるがん医療水準の向上を図るとともに、都民に安心かつ適切ながん医療が提供される体制を確立する。  ※認定がん診療病院とは、国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院として、都が独自に認定する病院である。	認定がん診療病院機能強化事業に必要な経費（報酬、給料、職員諸手当、共済費、需用費、委託料、備品購入費等）	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> 基本額：11,000千円  加算 医師緩和ケア研修事業：1,888千円 など	10/10

（注）「認定がん診療病院機能強化事業補助金」は、平成27年度から「がん診療連携拠点病院（都指定）機能強化事業補助金」に名称を変更している。

（表8）主な医療人材関係補助金

補助金名	補助目的	対象経費	算定方法（基準額は平成26年度）	補助率
医師勤務環境改善事業補助金 （医師勤務環境改善事業補助金交付要綱）	病院が実施する医師の勤務環境を改善し医師の離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた女性医師等の再就業を支援する取組に対し、都が必要な経費を補助することにより、都内医療体制の安定的な確保に資する。	医師の勤務負担軽減を図る取組みに要する経費（人件費等、施設整備費、設備整備費）	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> 病院研修及び就労環境改善事業：11,140千円 相談窓口事業：7,093千円 チーム医療推進：6,700千円 など	1/2 （事業に応じて国と都の負担割合が異なる）
専門医認定支援事業補助金 （専門医認定支援事業補助金交付要綱）	新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、研修を行う医療機関に対する専門医の養成プログラムの作成支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図る。	養成プログラムの作成に必要な人件費、賃金、旅費	基準額と対象経費のいずれか少ない額に補助率を乗ずる。 <基準額> 3,269千円	1/2 （国 1/2）

（2）団体別補助金交付額

監査対象とした日本赤十字社など6団体（11施設）に対する補助金の交付額は、表9のとおりである。

(表9) 団体別交付額

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額 (千円)	
			平成25年度	平成26年度
日本赤十字社	日本赤十字社 医療センター	救命救急センター 施設整備等補助金 (運営費)	88,623	92,715
		救命救急センター 施設整備等補助金 (設備整備)	11,297	10,387
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	80,410	82,628
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	—	24,911
		在宅移行支援病床 運営事業補助金	6,700	13,225
		在宅療養児一時受入 支援事業補助金	135	15
		産科医等育成・確保 支援事業補助金	2,087	2,800
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	229	1,308
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	16,193	21,493
		医師勤務環境改善事業補助金	2,462	—
		新人看護職員研修事業費補助金	1,327	1,949
		専門医認定支援事業補助金	—	1,634
		小計	209,463	253,065
日本赤十字社 東京都支部	武蔵野赤十字病院	救命救急センター 施設整備等補助金 (運営費)	110,930	114,219
		救命救急センター 施設整備等補助金 (設備整備)	17,140	26,233
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	12,290	9,537
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	32,311	32,196
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	10,863	8,836
		産科医等育成・確保 支援事業補助金	1,716	1,500
		新生児医療担当医確保 支援事業補助金	621	560
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	—	267
		がん診療施設 施設・設備整備費補助金	3,144	6,624
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	17,465	17,436
		医師勤務環境改善事業補助金	9,948	5,723

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額 (千円)		
			平成25年度	平成26年度	
日本赤十字社 東京都支部	武蔵野赤十字病院	新人看護職員研修事業費補助金	1,216	1,678	
		小計	217,644	224,809	
	大森赤十字病院	救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	5,057	—	
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	12,012	39	
		災害拠点連携病院衛星通信装置 整備事業に関する補助金	250	—	
		がん診療施設 施設・設備整備費補助金	248	1,398	
		新人看護職員研修事業費補助金	727	960	
		小計	18,294	2,397	
	葛飾赤十字産院	周産期母子医療センター 運営費等補助金	55,341	77,562	
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	16,828	34,681	
		産科医等育成・確保 支援事業補助金	442	800	
		新人看護職員研修事業費補助金	484	710	
		認定看護師資格取得 支援事業費補助金	1,427	25	
		小計	74,522	113,778	
	学校法人 日本大学	日本大学病院	救命救急センター 施設整備等補助金 (運営費)	72,513	74,619
			救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	7,875	8,819
			医療施設耐震化緊急整備事業 補助金	1,005,139	986,371
			医師勤務環境改善事業補助金	1,449	—
			新人看護職員研修事業費補助金	361	530
小計			1,087,337	1,070,339	
日本大学 附属板橋病院		救命救急センター 施設整備等補助金 (運営費)	98,693	102,422	
		救命救急センター 施設整備等補助金 (設備整備)	30,467	34,663	
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	20,782	26,551	
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	57,351	58,550	
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	25,448	21,793	

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）	
			平成25年度	平成26年度
学校法人 日本大学	日本大学 附属板橋病院	NBC災害・テロ対策設備 整備費補助金	6,657	9,898
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	180	—
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	15,991	16,804
		新人看護職員研修事業費補助金	1,240	1,820
		専門医認定支援事業補助金	—	1,410
		小計	256,809	273,911
学校法人 日本医科大学	日本医科大学 付属病院	救命救急センター 施設整備等補助金（運営費）	106,129	109,590
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	14,887	14,412
		休日・全夜間診療事業参画 医療機関施設整備費等補助金 （周産期連携病院 施設・設備整備費）	6,499	—
		医療施設耐震化緊急整備事業 補助金	575,111	27,423
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	16,134	16,126
		医師勤務環境改善事業補助金	3,350	1,041
		新人看護職員研修事業費補助金	304	417
		特定機能病院勤務医等 負担軽減支援事業補助金	—	3,193
		小計	722,414	172,202
	日本医科大学 多摩永山病院	救命救急センター 施設整備等補助金（運営費）	93,822	91,708
		救命救急センター 施設整備等補助金（設備整備）	14,655	14,447
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	6,818	7,754
		休日・全夜間診療事業参画 医療機関施設整備費等補助金 （周産期連携病院 施設・設備整備費）	9,950	4,284
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	—	55
		がん診療施設 施設・設備整備費補助金	2,236	4,592
		認定がん診療病院 機能強化事業補助金	11,706	11,817
		新人看護職員研修事業費補助金	—	776
		小計	139,187	135,433

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）	
			平成25年度	平成26年度
学校法人 東京医科大学	東京医科大学病院	救命救急センター 施設整備等補助金（運営費）	118,758	119,196
		救命救急センター 施設整備等補助金（設備整備）	17,621	9,269
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	12,189	12,958
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	28,505	25,475
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	9,973	10,326
		産科医等育成・確保 支援事業補助金	2,100	2,466
		新生児医療担当医確保 支援事業補助金	1,859	2,420
		医療施設耐震化緊急整備事業 補助金	2,919	7,715
		NBC災害・テロ対策設備 整備費補助金	210	575
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	1,728	—
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	20,363	19,266
		医師勤務環境改善事業補助金	1,213	1,304
		新人看護職員研修事業費補助金	1,289	1,893
		専門医認定支援事業補助金	—	1,634
		特定機能病院勤務医等 負担軽減支援事業補助金	—	11,214
	小計	218,727	225,711	
	東京医科大学 八王子医療センター	救命救急センター 施設整備等補助金（運営費）	88,623	54,128
		救命救急センター 施設整備等補助金（設備整備）	—	9,503
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	8,678	9,688
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	11,932	15,919
		医師勤務環境改善事業補助金	—	1,195
		新人看護職員研修事業費補助金	947	1,820
		専門医認定支援事業補助金	—	383
		小計	110,180	92,636

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）	
			平成25年度	平成26年度
学校法人 帝京大学	帝京大学 医学部附属病院	救命救急センター 施設整備等補助金（運営費）	130,068	132,662
		救命救急センター 施設整備等補助金（設備整備）	11,229	10,618
		救急医療機関勤務医師 確保事業補助金	—	6,156
		周産期母子医療センター 運営費等補助金	64,119	74,806
		周産期母子医療センター 施設整備費等補助金	4,476	14,317
		災害拠点病院応急用資器材 整備事業に関する補助金	179	—
		がん診療施設 施設・設備整備費補助金	—	722
		がん診療連携拠点病院 機能強化事業補助金	16,825	17,740
		医師勤務環境改善事業補助金	—	986
		新人看護職員研修事業費補助金	1,289	1,893
		小計	228,185	259,900
合 計			3,282,762	2,824,181
うち救命救急センター施設整備等補助金（運営費）			908,159	891,259
うち救命救急センター施設整備等補助金（設備整備）			102,409	115,120
その他の補助金			2,272,194	1,817,802

（注）各補助金額については、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計に一致しない場合がある。

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

（1）福祉保健局 平成27年9月10日及び同月25日

（2）団 体 平成27年9月11日から同月24日まで

団体別実地監査期間は、表10のとおりである。

(表 10) 団体別実地監査期間

月 日	団体名			
9月11日	日本赤十字社 (日本赤十字社 医療センター)	日本赤十字社 東京都支部 (武蔵野赤十字病院)	学校法人帝京大学 (帝京大学医学部 附属病院)	学校法人日本医科大学 (日本医科大学 付属病院)
9月14日	日本赤十字社 (日本赤十字社 医療センター)	日本赤十字社 東京都支部 (武蔵野赤十字病院)	学校法人帝京大学 (帝京大学医学部 附属病院)	学校法人日本医科大学 (日本医科大学 多摩永山病院)
9月16日		日本赤十字社 東京都支部 (武蔵野赤十字病院)	学校法人東京医科大学 (東京医科大学病院)	学校法人日本大学 (日本大学病院)
9月17日		日本赤十字社 東京都支部 (大森赤十字病院)	学校法人東京医科大学 (東京医科大学病院)	学校法人日本大学 (日本大学 附属板橋病院)
9月18日			学校法人東京医科大学 (東京医科大学 八王子医療センター)	学校法人日本大学 (日本大学 附属板橋病院)
9月24日		日本赤十字社 東京都支部 (葛飾赤十字産院)		

#### 第4 監査の結果

##### 1 補助対象事業の執行について

各団体が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、別項指摘事項を除き、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

##### 2 指摘事項

###### (1) 局

###### ア 補助金における消費税の取扱いを適正に行うべきもの

福祉保健局は、都の医療提供体制の整備を目的として、各種の補助金を交付している。補助金の交付に当たっては、補助対象事業者が消費税の課税事業者であり、補助金の交付後に消費税の確定申告で課税売上にかかる消費税額から課税仕入にかかる消費税額を控除（以下「消費税仕入控除税額」という。）して納税した場合、補助金の交付は不課税取引であるが、補助事業として事業者が行う資産の譲渡等は課税取引となる。その結果、事業者は補助金に見合う分の消費税仕入控除税額については実質的に負担していないことになるため、事業者には返還を求めねばならない。この点、国や都では各種の補助金交付要綱等で、確定申告により消費税仕入控除税額が確定した場合には事業者は速やかに報告を行うこと、報告後、補助金に見合う分の消費税仕入控除税額の返還義務が生じる場合があることを補助金交付決定の条件として定めることで対応している。

ところで、補助金における消費税仕入控除税額の取扱いを見たところ、表11の補助金に

ついて、確定申告後の消費税仕入控除税額の報告及び返還義務について要綱等に定めがなく、適正でない。

局は、補助金における消費税の取扱いを適正に行われたい。

(福祉保健局)

(表 1 1) 要綱等に消費税仕入控除税額に関する記載がない補助金

種類	補助金
都単独補助事業	認定がん診療病院機能強化事業補助金
国庫補助事業	がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金
	専門医認定支援事業補助金

(注) 補助の内容が人件費(手当など)に限られる補助金は、人件費が消費税の不課税取引であることから除外している。